

令和2年4月8日

保護者様

大東市教育委員会

「緊急事態宣言」発令に基づく4月8日以降の対応について

平素は、本市教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

また、入学（園）式につきましては、新入学（園）生及び保護者の皆様がたいへん楽しみにしておられた中、7日小・中学校、9日幼稚園の実施について直前の取りやめとなりましたこと、改めてご理解のほどよろしくお願いたします。

さて、標記について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令を受け、大阪府教育委員会より要請がありました。

つきましては、本市として下記の対応といたします。

保護者の皆様におかれましては、今回の措置につきまして、あらためまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。今後の政府あるいは大阪府教育委員会の通知及び要請にもよりますが、5月以降の学校園再開に向けてできる限りの取組みを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省及び大阪府教育庁より、必要に応じて最新の情報や追加的な留意事項の提供あるいは再度の要請等の可能性もあり、対応を変更することもありますことにご留意をお願いいたします。

記

1. 4月8日（水）～5月6日（水）までの間、幼稚園・小学校・中学校の全校を臨時休業とします。※期間の終了については、今後変更の可能性もあります。

2. 始業式について

4月3日付のお知らせでは、「始業式のあり方については、全体あるいは学年ごとに行うなど、学校ごと柔軟に判断して実施することができるとしています。」としておりましたが、8日の実施については取りやめとさせていただいたところです。

始業式の日に行う予定であった内容については、今後、登校日が再開となった際には、学校ごと柔軟に判断して実施することとしています。

### 3. 登校日について

4月3日付のお知らせでは、「感染予防策を講じたうえで、分散登校等により、週1～2回登校日を設けることとしています」としておりましたが、要請に基づき、当面の間実施しないこととします。

今後、大阪府教育委員会より、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、今後の実施の可否を判断のうえ、あらためて通知がある予定です。

### 4. 子どもの居場所の確保について

4月6日付のお知らせどおり、4月13日（月）～5月1日（金）の期間において実施します。6日付のお知らせ「臨時休校に関連した子どもの居場所の確保について」（PDF）は、ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。